

日本を取り巻くEPA/FTA

令和3年3月17日

経済産業省 通商政策局 経済連携課

今井 駿也

目次

1. 我が国のE P A / F T Aの潮流
2. 日EU E P A
2. 日英 E P A
3. R C E P
4. C P T P P

2020年10月23日 日英EPA 署名式



2020年11月15日 第4回RCEP首脳会議及びRCEP協定署名式

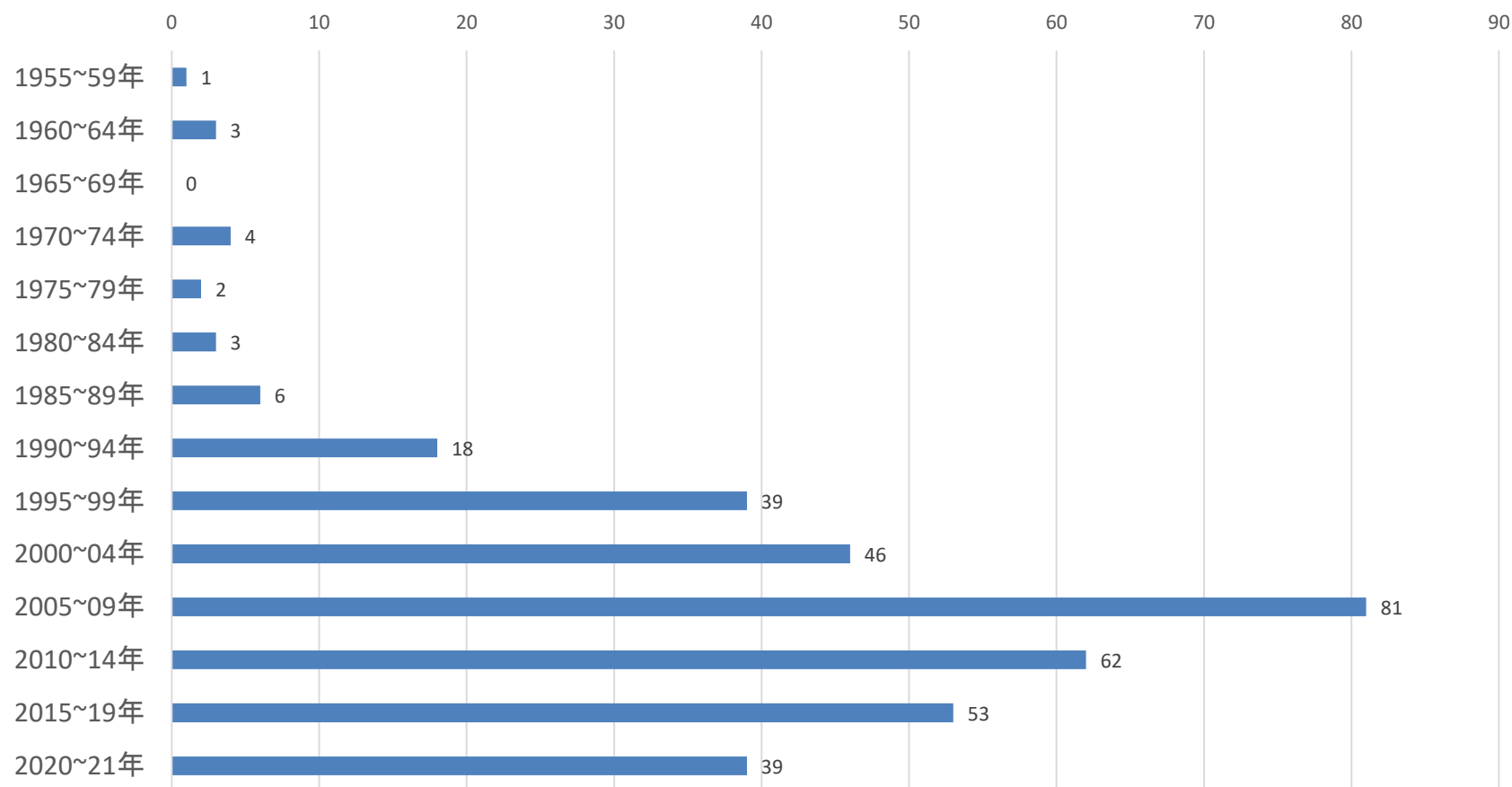


我が国のEPA／FTAの潮流

世界のEPA/FTA締結の動き

- 世界の発効済EPA/FTAの件数は、2021年1月現在で357件。2000年代に入って順調に件数が伸びてきている。（2018年は7件、2019年は11件、2020年は7件、2021年は32件の新規発効。）

世界の発効済みFTA等件数の推移(2021年1月時点)



日本の経済連携協定等の交渉の歴史

日本の発効済EPA等（15カ国・3地域）

2002年11月 日シンガポールEPA発効

2005年4月 日メキシコEPA発効

2006年7月 日マレーシアEPA発効

2007年9月 日チリEPA発効

2007年11月 日タイEPA発効

2008年7月 日インドネシアEPA発効

2008年7月 日ブルネイEPA発効

2008年12月 日アセアンEPA発効

2008年12月 日フィリピンEPA発効

2009年9月 日スイスEPA発効

2009年10月 日ベトナムEPA発効

2011年8月 日インドEPA発効

2012年3月 日ペルーEPA発効

2015年1月 日豪EPA発効

2016年6月 日モンゴルEPA発効

2018年12月 TPP11発効（6カ国）

2019年2月 日EU・EPA発効

2020年1月 日米貿易協定発効

2020年8月 AJCEP協定改訂（サービス・投資）

2020年11月 RCEP署名

2020年1月 日英EPA発効

●日本初のFTA

●アセアン諸国に対し、日本とのEPA締結への関心を喚起

▼
2003年12月 タイ、フィリピン、マレーシアとの間でEPA交渉開始に合意

●初の広域EPA

- ・二国間EPAを締結していなかったカンボジア、ラオス、ミャンマーをカバー
- ・日本とアセアン域内にまたがるサプライチェーンで、EPAが利用可能に（原産地規則の累積規定）

●二国間EPAとは別個の協定

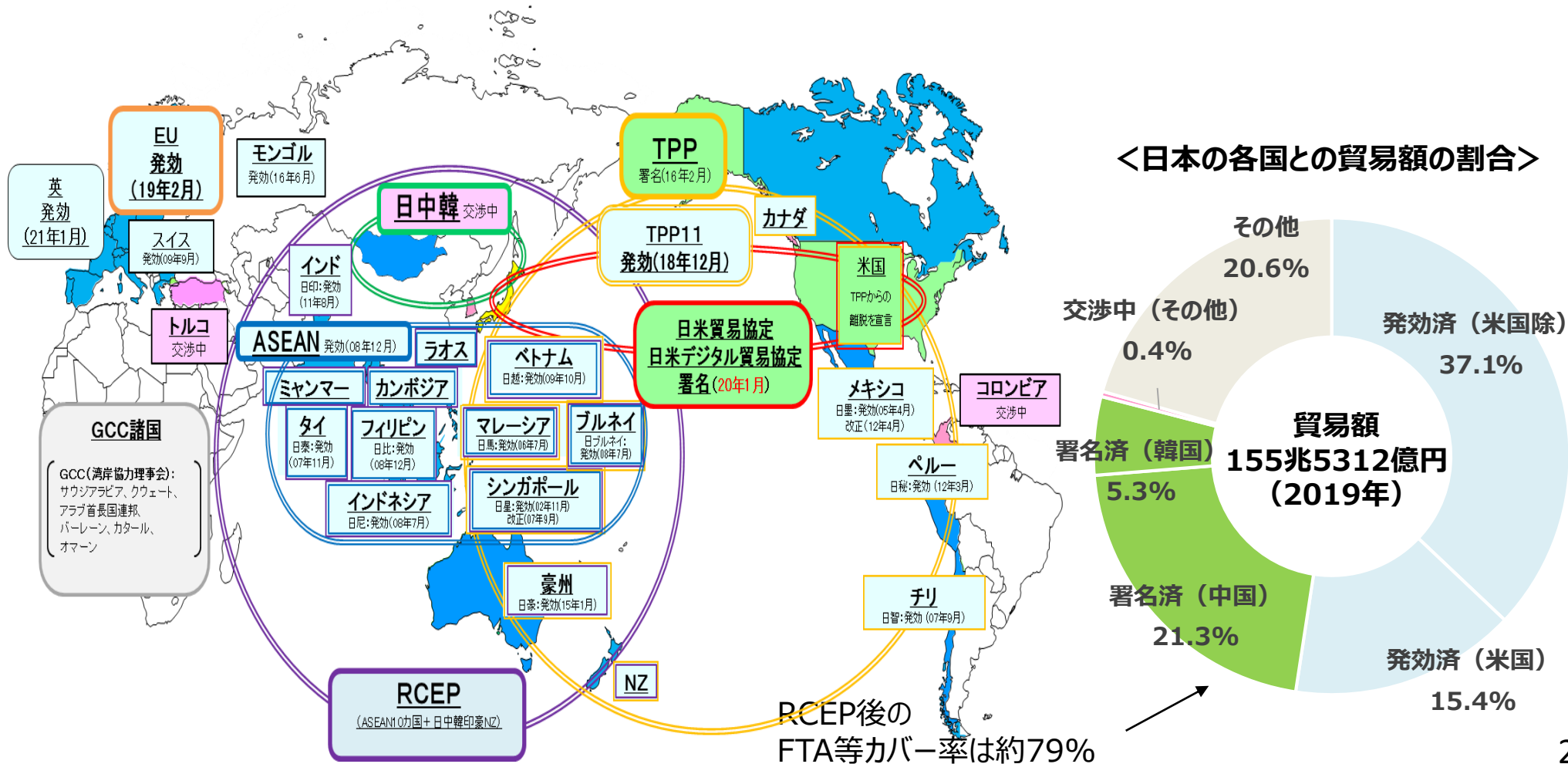
- ・企業は、日アセアンEPAと既存のアセアン諸国との二国間EPAを比較して、関税率や利用条件が、より有利な協定を選択して利用可能

●幅広い分野でのルール構築

- ・モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野でルールを構築

日本の経済連携の推進状況

- 日本は、CPTPPや日EU・EPAを通じて、**質の高い通商ルールを構築**。米国との間でも、**2020年1月に日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が発効**。
- 今後も**RCEPの速やかな発効**に取り組み、**自由貿易圏の更なる拡大**を目指す。



目次 EUEPAについて

日EU・EPA【意義と経緯】

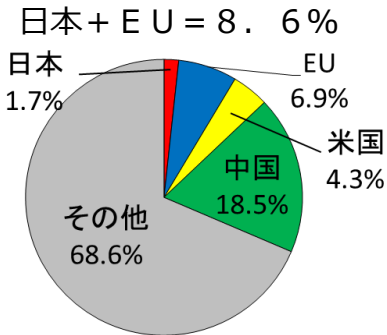
日EU・EPAの意義

- EUは我が国にとって、民主主義、法の支配、基本的人権といった基本的価値を共有する重要なグローバルパートナー。
- 日EU関係の最優先課題である日EU・EPAは、戦略的パートナーシップ協定（SPA）と共に、日EU関係の重要な基盤となり、両者の戦略的関係を更に強化するもの。
- 世界のGDPの約3割、世界貿易の約4割を占める日EUによる世界で最大級規模の自由な先進経済圏が新たに誕生。
- 我が国にとっての経済効果は、実質GDPを約1%（約5兆円）押し上げ、雇用を約0.5%（約29万人）増加させる見込み。
- 本協定署名により、我が国の署名・発効済みFTAカバー率（TPP12を含む）は40.3%から51.6%まで増加
（※TPP11の場合は25.2%から36.5%）

経緯

2013年3月：交渉開始 ⇒ 2017年7月：大枠合意、12月：交渉妥結 ⇒ 2018年7月：署名 ⇒ 2019年2月 発効

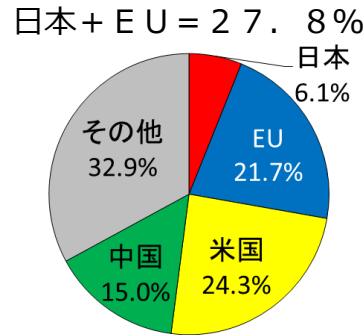
人口（2016年）



	人口 (2016年, 百万人)	シェア (%)
日本	127	1.7%
EU	511	6.9%
米国	323	4.3%
中国	1,379	18.5%
その他	5,104	68.6%
世界計	7,444	—

出典：World Bank, World Development Indicators, May 21, 2018

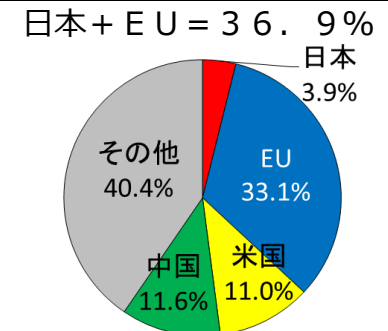
GDP（2017年）



	GDP (2017年, 10億ドル)	シェア (%)
日本	4,872	6.1%
EU	17,309	21.7%
米国	19,391	24.3%
中国	12,015	15.0%
その他	26,279	32.9%
世界計	79,865	—

出典：IMF, World Economic Outlook Database, April 2018

貿易（輸出+輸入）（2017年）

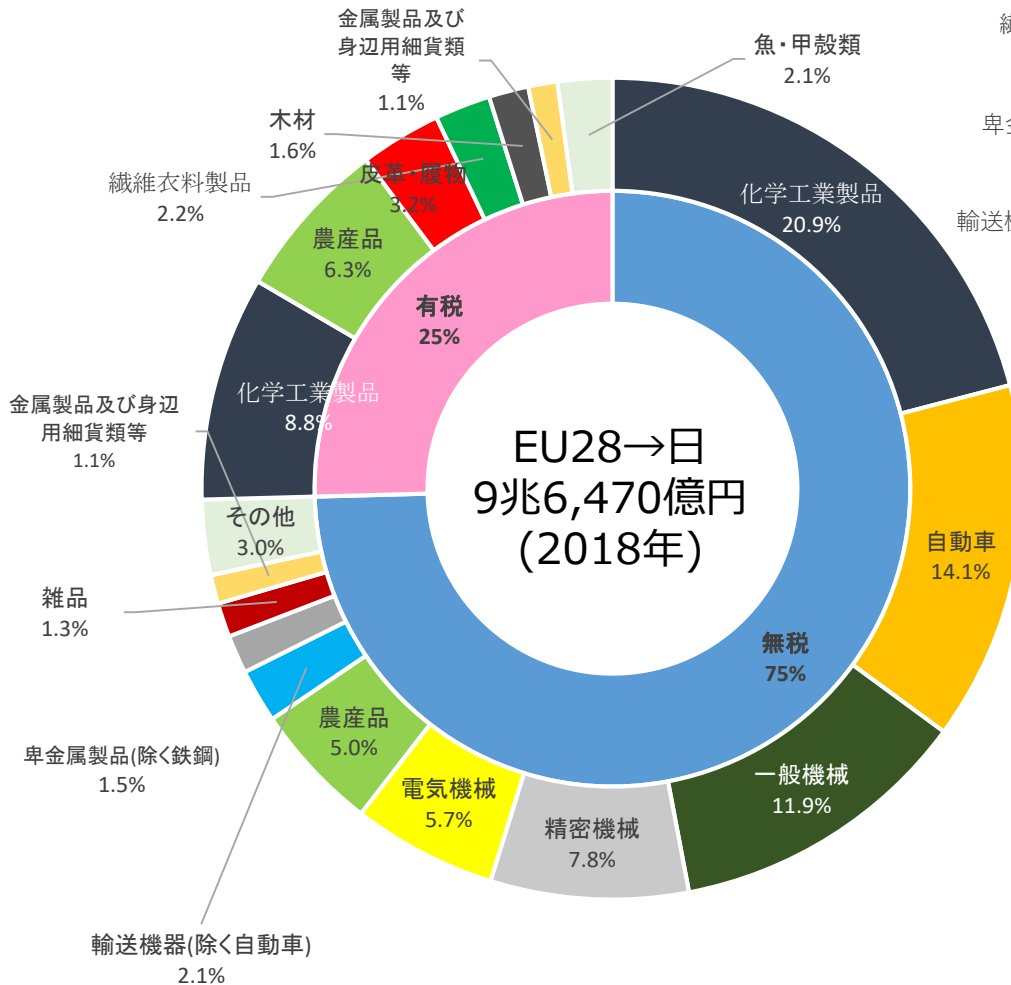


	貿易（輸出+輸入） (2017年, 10億ドル)	シェア (%)
日本	1,369	3.9%
EU	11,705	33.1%
域内	7,468	21.1%
米国	3,888	11.0%
中国	4,112	11.6%
その他	14,309	40.4%
世界計	35,384	—

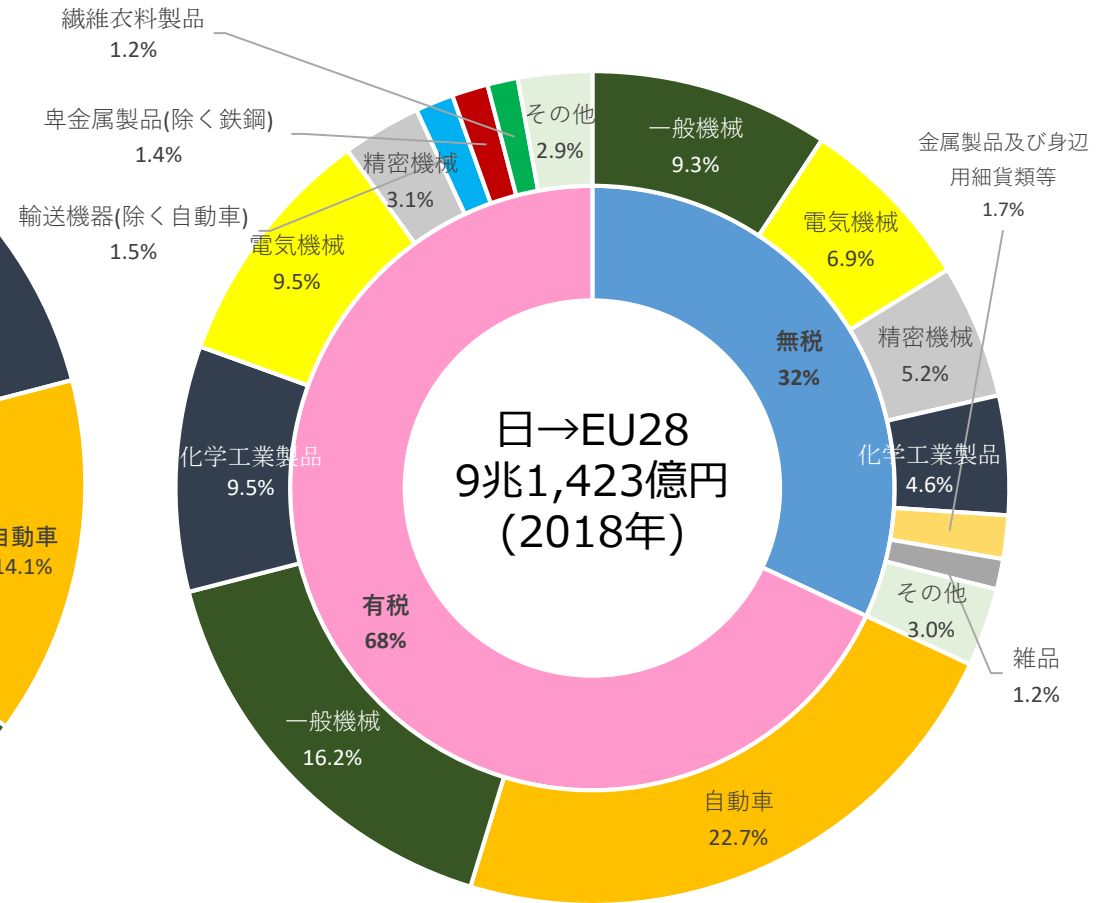
出典：IMF, Direction of Trade Statistics, May 25, 2018

(参考) EUとの貿易関係 (2018年)

※2018年のデータのため英国を含む

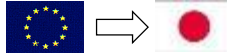
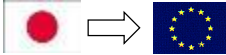


貿易データ: GTA (2018年)
関税データ: WTO-IDB (2018年)



貿易データ: GTA (2018年)
関税データ: WTO-IDB (2018年)

市場アクセス分野



(1) 日本産品のEU市場へのアクセス(「攻め」)

□ EU側撤廃率:約99%。(注1)(注2)

● 工業製品

- ✓ 100%の関税撤廃を達成。
- ✓ 乗用車(ベースレート10%):8年目に撤廃。
- ✓ 自動車部品:貿易額で9割以上が即時撤廃。

● 農林水産品等

- ✓ 牛肉, 茶, 水産物等の輸出重点品目を含め, ほぼ全ての品目で関税撤廃(ほとんどが即時撤廃)。
- ✓ 酒類については, 日本ワインの輸入規制(醸造方法・輸出証明)を撤廃。自由な流通が可能。
- ✓ 農産品や酒類(日本酒等)に関する地理的表示(GI)の保護を確保。

(2) EU産品の日本市場へのアクセス(「守り」)

□ 日本側撤廃率:約94%(注2)

(農林水産品:約82%, 工業品等:100%)。

● 農林水産品

- ✓ コメは, 関税削減・撤廃等の対象から除外。
- ✓ 麦・乳製品の国家貿易制度, 糖価調整制度, 豚肉の差額関税制度は維持。関税割当てやセーフガード等の有効な措置を確保。
- ✓ ソフト系チーズは関税割当てとし, 枠数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた。
- ✓ 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。

● 工業製品

- ✓ 化学工業製品, 繊維・繊維製品等:即時撤廃。
- ✓ 皮革・履物(ベースレート最高30%):11年目又は16年目に撤廃。

我が国産品の輸出拡大や市場拡大の実現

- **工業製品** :乗用車・自動車部品に加え, 一般機械, 化学工業製品, 電気機器も高い割合でEU側関税の即時撤廃を実現。大企業のみならず, メーカーに部品を納入する**中小企業にも裨益**。
- **農林水産品**:牛肉, 茶, 水産物等の輸出重点品目を含め, ほぼ全ての品目で関税撤廃を獲得(ほとんどが即時撤廃)し, 5億人を超えるEU市場への**我が国農林水産物輸出促進**に向けた環境が整備。GI保護による**ブランド価値向上**。
- **酒類** :酒類の**輸出拡大**(EU側は全ての関税を即時撤廃)。GI保護による**ブランド価値向上**。

(注1)EU側の撤廃率はEU側公表資料による。交渉中に使用した2012年のHSコードに基づくもの。

(注2)撤廃率は, 品目数ベースで算出したもの。

日EU・EPA【効果②】

ルール分野

- 21世紀の経済秩序のモデルとなるような、中小企業も含めた我が国企業の海外展開を促進する自由で公正なルールを数多く実現。
- 日EU・EPAは日EU間の自由で公正な開かれた国際貿易経済システムの強固な基礎を構築し、日本経済の再生に寄与する。保護主義的な動きが広がる中、日EUが自由貿易の旗手としてその旗を高く掲げ続けるという世界に対する力強いメッセージとなる。

(例)

原産地規則: 原産地証明の自己申告制度の採用により、輸出時における原産地証明書の取得手続が不要となり、リードタイムやコストが削減。

投資自由化: ネガティブ・リスト方式の採用により透明性の高い自由化約束を確保。ただし、公共サービスに関し、必要な政策裁量は確保。

知的財産: 知的財産に関する制度の運用における透明性、十分かつ効果的な実体的権利保護を確保。

地理的表示(GI): 農産品や酒類(「日本酒」等)に関する地理的表示(GI)の保護を確保。

貿易と持続可能な開発: 国内での高い水準の環境保護や労働保護の維持、継続的な改善について約束。市民社会との共同対話の開催。

規制協力: 日・EU間で、計画中の規制措置の事前公表や意見提出の機会の提供等により、規制・基準策定時の透明性の向上や、規制・基準の調和を期待。

農業協力: 農産品・食品の貿易促進、農業の生産性・持続可能性の向上、食品製造における技術向上等に関する協力の促進を期待。

日EU・EPAのもたらす効果(イメージ)

EUとの関係強化

- ・日EU間の貿易・投資拡大
- ・直接投資を通じた雇用創出
- ・規制協力の推進

日本経済再生

- ・輸出・海外投資拡大
- ・対日直接投資増加
- ・日本企業のグローバル化
- ・訪日外国人の増加

国際場裡におけるメリット

- ・自由貿易の推進
- ・新たな国際ルール作りへの積極的関与
- ・他国に劣後しない競争条件の確保



日EU・EPA ルール分野(例)

サービス分野

- 原則全てのサービス分野を自由化の対象とし、規則の根拠となる措置や分野を列挙（ネガティブ・リスト方式）
- 日EU双方が、設立目的の商用訪問者、投資家、企業内転勤者、契約に基づくサービス提供者、独立の自由職業家、短期商用訪問者、帯同する配偶者及び子につき滞在期間を約束。
※下線部はGATSでEUが約束していない区分

電子商取引等

- (データ流通) 日EU間における電子的な送信に対する関税賦課の禁止、ソースコード開示要求の禁止等を規定。
- (個人情報流通) 個人情報の相互の円滑な移転を可能とする枠組み整備に向けた対話が別に進展。

知的財産

- 営業秘密の保護等、高いレベルの知的財産保護を実現

政府調達

- 鉄道分野を含め、日EU双方向の市場アクセスの改善を実現
- EU側は公的機関や自治体調達の苦情処理手続について改善を約束。鉄道施設等の調達を日本企業に開放

投資

- これまで投資協定が存在していなかった日EU間で、初めての包括的投資協定（28のEU加盟国をカバー）
- 内国民待遇や最恵国待遇のほか、投資家に対する特定の措置の履行要求の禁止を明記
(ローカルコンテンツ要求、ライセンス契約に関するロイヤリティ規制の禁止等)
- 投資家と国家の紛争解決については、協議を継続

日英EPAについて

日英包括的経済連携協定（日英EPA）

- 昨年まで日英間の貿易は日EU・EPA（2019年2月発効）が適用されていたが、英国のEU離脱に伴い、移行期間の終了（2020年末）後はその適用対象から外れることに。
⇒日EU・EPAに変わる日英間の新たな経済連携協定の締結が必要。
- 2020年6月9日に交渉を開始。9月11日に茂木大臣とトラス英国国際貿易大臣との会合（テレビ会議）で大筋合意に至り、10月23日に署名。12月3日国会にて承認。
- 2021年1月1日に発効し、日本企業の英国とのビジネスの継続性を確保。

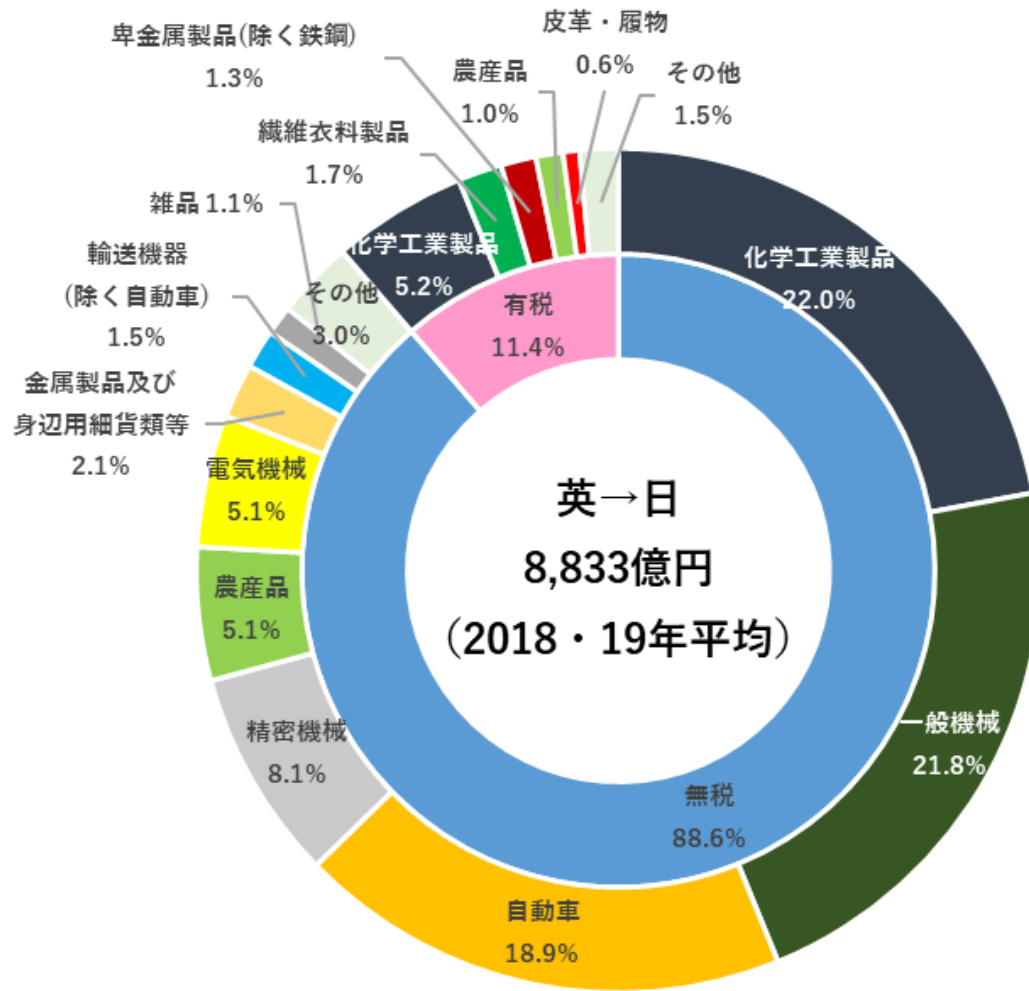
主な内容：物品貿易

- **全体として日EU・EPAの関税率・撤廃期間に追いつく形で適用（いわゆる「キャッチアップ」）。**
※日英EPAの発効時から、日EU・EPAと同じ削減税率を適用。（例）乗用車：日EU・EPAと同様に2026年2月に撤廃
- 鉱工業品関税の合意内容
- ✓ **100%の関税撤廃。**
- ✓ 日EU・EPAで獲得した**即時撤廃を維持しつつ、追加的に鉄道車両・自動車部品等の即時撤廃を確保。**
(例) 鉄道用車両・同部品(日EU・EPA13年目撤廃、貿易額約700億円)：即時撤廃
ターボジェット・同部品(日EU・EPA4年目撤廃、貿易額約1,300億円)：即時撤廃
(注)英国政府は上記2分野は2021年以降無税移行とし、日英間での無税を法的に担保。
- (例) 電気制御盤(日EU・EPA6年目撤廃、貿易額約56億円)：即時撤廃
⇒**97%の品目について即時撤廃を獲得**
- 農林水産品の合意内容
- ✓ 日EU・EPAの内容の範囲内で決着。新たな関税割り当ては設定せず。

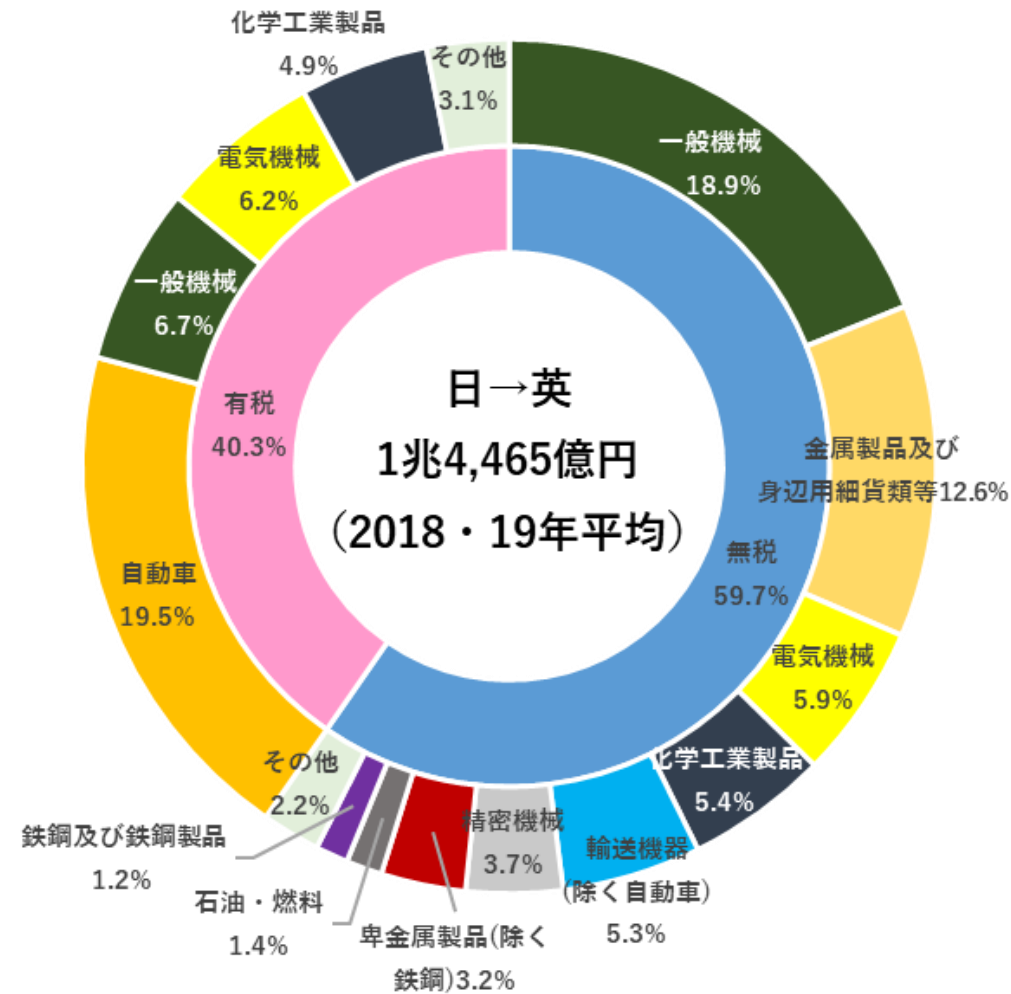
主な内容：ルール分野

- **原産地規則**：EU原産材料・生産を本協定上の原産材料・生産とみなすことを規定。工作機械、繊維、自動車部品等の一部については**品目別規則**を日EU・EPAよりも緩和。
- **電子商取引**：情報の越境移転の制限の禁止、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、暗号情報の開示要求禁止等を規定。ソースコード開示要求の禁止の対象に**アルゴリズム**を追加。

(参考) 英国との貿易関係



出典
貿易額：財務省貿易統計
関税：WTO・IDB



出典
貿易額：英国提供データ
関税：有税・無税の区分は2021年1月から実施予定の英国MFN税率(UKGT)による

RCEPについて

RCEP協定概要

- 2012年11月にASEANと日中韓印豪NZ で交渉を立ち上げ、2020年11月15日第4回RCEP首脳会議の際にインドを除く15カ国で署名された経済連携協定。署名国で全体で、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める。
- 統一の貿易ルールのもと、地域に広がりのあるサプライチェーンの更なる効率化・活性化に寄与。
- 発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野を規定し、地域における自由で公正な経済ルールを構築。
- 今後は早期発効とインドの復帰に向けた取組を牽引。

市場アクセス交渉

各国の対日関税撤廃率（品目数ベース）

全体	ASEAN・豪・NZ	中国	韓国
90%	86%～100%	86%	83%

日本の関税撤廃率（品目数ベース）

全体	対ASEAN・豪・NZ	対中	対韓
88%	86%	86%	81%

ルール分野（代表例）※全20章

<電子商取引>・TPP 3原則のうち、「データフリーフロー」、「データローカライゼーション要求の禁止」に係る義務規律を導入（「正当な公共政策目的」と「安全保障上の重大な利益保護」にかかる一定の例外あり）

<投資ルール>・「技術移転要求」や「ロイヤリティ規制（技術対価要求の制限）」を禁止（これらの義務に適合しない各締約国の措置は、留保表に記載。）

<知的財産>・模倣品の職権による輸入差止め手続の確保に関する義務等を規定。周知商標や部分意匠の保護、悪意の商標出願の拒絶・取消の権限の付与。

インド復帰に向けた取組

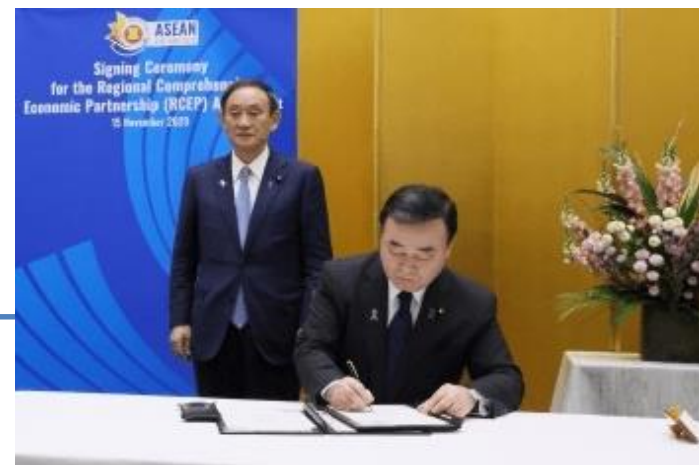
11月15日のRCEP首脳会議にて、各国がインドに対し、①RCEP署名以降、いつでも加入交渉に応じる。②RCEPの枠組みにおける「キャピタルへの参加」や「各会合へのオブザーバー参加」を許容する旨の内容の閣僚宣言を発出。

◇ RCEP首脳会議（15日（日））では、RCEP協定の妥結を確認・歓迎。以下の内容の共同首脳声明を発出。

- ① RCEP協定の署名を歓迎。早期の発効に向けて取り組む。
- ② RCEPが、地域の新型コロナ危機からの回復において果たす重要な役割を認識。今後、地域の貿易・経済分野の対話・協力のプラットフォームとして発展することを期待。
- ③ RCEPが、インドに対して引き続き開かれていることを再確認。インドの戦略的な重要性に鑑み、将来的な参加を歓迎。この関連で、「インドのRCEP参加に係る閣僚宣言」（※）を歓迎。

※「インドのRCEP参加に係る閣僚宣言」：インドの特別な扱いを明確化

- ① RCEP協定の署名以降、いつでも加入交渉に応じる。
(通常の新規加盟国に対しては、協定の発効18か月以降から加入のために開放される)
- ② RCEPの枠組みにおける経済協力活動※への参加を許容。
※ 例：知財分野の人材育成支援
- ③ RCEPの各会合へのオブザーバー参加を許容。



主要内容：物品の貿易

日本産品のRCEP協定締約国市場へのアクセス

【対日関税撤廃率(品目数ベース)】86%~100%(ASEAN・豪・NZ)、86%(中)、83%(韓)

工業製品

- ✓ 14か国全体で約92%の品目の関税撤廃を獲得。
- ✓ 中国及び韓国における無税品目の割合が上昇(中国:8%→86%、韓国:19%→92%)。

(最終的な関税撤廃品目の例)

- 中国:電気自動車用の重要部品(モーターの一部、リチウムイオン蓄電池の電極・素材の一部)、ガソリン車用の重要部品(エンジン部品の一部、エンジン用ポンプの一部)、鉄鋼製品(熱延鋼板の一部、合金鋼の一部)、繊維製品(合成繊維織物の一部、不織布)。
- 韓国:自動車部品(カムシャフト、エアバッグ、電子系部品)、化学製品(液晶保護フィルムの原料)、繊維製品(合成繊維織物の一部、綿織物の一部)。
- インドネシア:鉄鋼製品(ばねの一部、貯蔵タンク)。
- タイ:ディーゼルエンジン部品の一部。

農林水産品等

- ✓ 中国等との間で我が国の輸出関心品目について関税撤廃を獲得。

(最終的な関税撤廃品目の例)

- 中国:パックご飯等、米菓、ほたて貝、さけ、ぶり、切り花、ソース混合調味料、清酒。
- 韓国:菓子(キャンディー、板チョコレート)、清酒。
- インドネシア:牛肉、醤油。

RCEP協定締約国産品の日本市場へのアクセス

【日本の関税撤廃率(品目数ベース)】88%(対ASEAN・豪・NZ)、86%(対中)、81%(対韓)

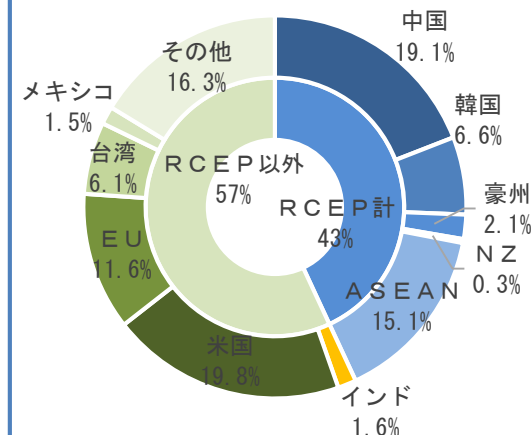
工業製品

- ✓ 化学工業製品、繊維・繊維製品等について、関税を即時又は段階的に撤廃。

農林水産品等

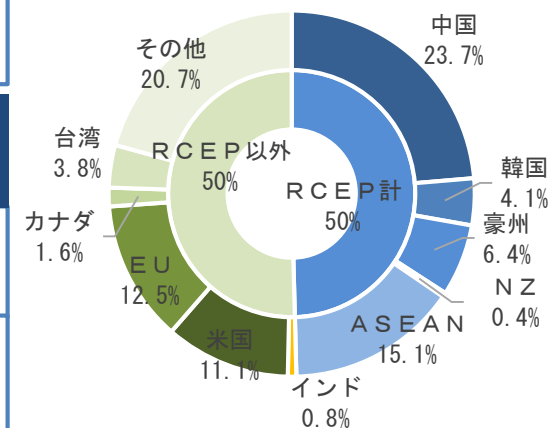
- ✓ 重要5品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物)を関税削減・撤廃から除外。
- ✓ 中国に対しては、鶏肉調製品や野菜等(たまねぎ、ねぎ、にんじん、しいたけ、冷凍さといも、冷凍ブロッコリー、うなぎ調製品等)を関税削減・撤廃の対象とせず。

日本の輸出に占めるRCEP参加国の割合(2019年)



総計76.9兆円

日本の輸入に占めるRCEP参加国の割合(2019年)



総計78.6兆円

(出典:財務省貿易統計より作成)

投資・サービス分野の市場アクセス改善（具体例）

◇日本の締結済みEPAや投資協定には無い約束が含まれる。（以下、具体例）

◇サービス分野の自由化約束がポジティブリスト形式の国々（例：中国、泰、比）は、発効後3年以内にネガティブリスト方式への転換のための手続を開始。（CLMは12年後）

◇中国

- ・ 投資先企業への技術移転や関連情報の開示等を要求しないこと、ライセンス契約に基づくロイヤリティ規制の禁止を約束（一部の分野を除く）。
- ・ 生命保険や証券サービス、高級物件（アパート、オフィスビル等）の不動産サービスについて、外資出資比率に係る規制を行わないこと、新エネルギー車の製造等に関して、外資規制を行わないこと等を約束。

◇韓国

- ・ ライセンス契約に基づくロイヤリティ規制の禁止を約束。

◇タイ

- ・ 居住型福祉施設サービス（デイケアサービスを除く）について、外資出資比率の上限を70%とする。
- ・ 自動車・自動車部品、家電、産業用ロボット、プラスチック製品などの製造について外資系企業が出資比率制限なしに参入ができる。

◇ミャンマー

- ・ 熟練労働者・技術者等に自国民の雇用を求めないことを約束。

◇インドネシア

- ・ 先端技術を活用するプロジェクト等を対象としたエンジニアリング・サービス、映画の製作・上映サービス等について、外資出資比率の上限を51%とすることを約束。

主要内容：ルール分野

物品の貿易

- ✓ 内国民待遇義務のほか、非関税措置に関する協議要請への対応義務や輸入許可手続の変更の際の通報義務等を規定。

原産地規則

- ✓ 本協定に基づく関税の撤廃又は削減の対象となる原産品の認定要件及び証明手続等について規定。
- ✓ 他の締約国の原産材料を自国の原産材料とみなすこと(「累積」)ができる旨を規定。
- ✓ 第三者証明及び認定輸出者制度を採用し、一定期間以内に生産者・輸出者自己申告も導入する旨を規定。これらに加え、我が国は発効時から輸入者自己申告を導入。

税関手続及び貿易円滑化

- ✓ 関税法令の予見可能性、一貫性及び透明性のある適用を確保するとともに、事前教示制度や通関手続に数値目標を設定する等、通関の迅速化や税関手続の簡素化に資するルールを規定。

衛生植物検疫措置

- ✓ 衛生植物検疫措置の適用の透明性の確保及び締約国間の協力の強化について規定。

任意規格、強制規格及び適合性評価手続

- ✓ 製品の生産方法等に関する要件及びそれらに適合しているかどうかを評価するための手続が貿易の不必要な障害とならないようにするための手続や透明性の確保に係る義務等を規定。

貿易上の救済

- ✓ セーフガード措置、ダンピング防止税及び相殺関税等について、透明性の確保や手続等を規定。

サービスの貿易

- ✓ サービスの貿易に関する内国民待遇義務、市場アクセス義務、最恵国待遇義務、規制・措置の透明性の確保等を規定。金融サービス、電気通信サービス及び自由職業サービスに関する追加的なルール等も規定。

自然人の一時的な移動

- ✓ 物品の貿易、サービスの提供又は投資の遂行に従事する自然人の一時的な入国及び滞在の許可及び手続等を行う際のルールを規定。

投資

- ✓ 内国民待遇義務、最恵国待遇義務及び特定措置の履行要求(技術移転要求やロイヤリティ規制を含む)の禁止(これらの義務に適合しない各締約国の措置は、留保表に記載。)、投資財産に対する公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える義務や、正当な補償等を伴わない収用の禁止等について規定。

知的財産

- ✓ 著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許等を対象に、知的財産権の取得や行使について規定。
- ✓ 周知商標や部分意匠の保護、悪意の商標出願の拒絶・取消の権限、職権による輸入差止め手続の確保に関する義務等を規定。

電子商取引

- ✓ 電子商取引の促進のため、電子的送信に対する関税の不賦課、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、情報の電子的な手段による越境移転(データ・フリーフロー)、電子署名、消費者保護等について規定。

競争

- ✓ 反競争的行為を禁止するための法令の制定・維持及び執行、企業の所有形態を問わない競争法令の適用、競争当局間の協力の推進等について規定。

中小企業・経済協力及び技術協力

- ✓ 中小企業の能力向上のための協力や経済協力及び技術協力に関する活動の推進等について規定。

政府調達

- ✓ 中央政府機関が行う政府調達に関する法令及び手続の透明性の確保等について規定。

紛争解決

- ✓ 本協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を解決する際の協議、パネル手続等について規定。

(参考)WTOに規定のないRCEP協定のルール(主要な例)

投資ルールの強化

- ・ 技術移転を要求することを禁止。
- ・ ロイヤリティ率又は額に関する規制を禁止。

電子商取引分野のルールを新たに規定

※WTOでは電子商取引に特化した協定なし

- ・ 情報の電子的手段による自由な越境移転(データ・フリーフロー)を妨げることを原則として禁止。
- ・ コンピューター関連設備の設置要求(データ・ローカライゼーション)を原則として禁止。

知的財産権の保護水準の向上及び権利行使の強化

- ・ 広く認識されている商標(周知商標)の条件として、自国・他国での商標登録を要求することを禁止。
- ・ 悪意による商標の出願を拒絶・登録を取り消す権限を当局に付与する義務を規定。
- ・ 著作権侵害物品や不正商標商品の疑いのある物品を当局が職権で差し止められる手続を採用・維持する義務を規定。

通関手続の円滑化と透明性の向上

- ・ 迅速な通関を行うための手続を採用・維持する義務について、可能な限り48時間以内に貨物の通関を認める義務、急送貨物は6時間以内、生鮮食品など腐敗しやすいものは6時間未満での貨物の引取りを認める義務を規定。
- ・ 輸入の前に税関当局が輸入品の関税分類等を教示する事前教示について、可能な限り90日以内に回答を行う義務かつ原則として少なくとも3年間有効なものとする義務を規定。

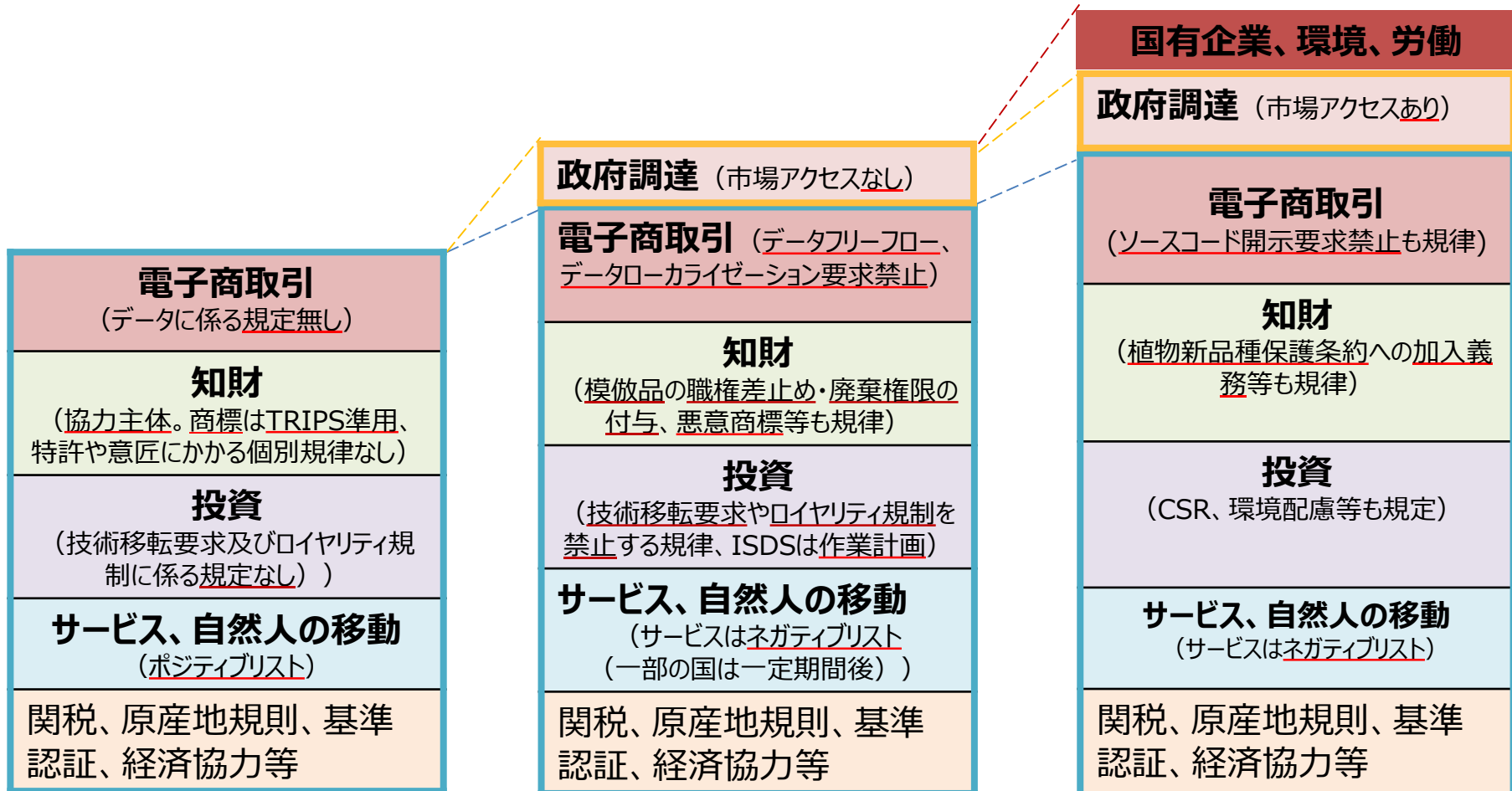
衛生植物検疫措置及び基準・認証制度の透明性の向上

- ・ WTO協定上の途上国を含め、衛生植物検疫措置や強制規格・適合性評価手続の内容を英語で提供する義務を規定。

ルール：他協定との比較①

- 「RCEP協定は、ASEANとRCEP参加国との間の既存の自由貿易協定が、かつて対象としていなかった分野および規律を含むもの」(RCEP共同首脳声明：2020年11月)

(※)下図は、各協定でカバーされる分野を単純比較したもの。RCEPでは、電商データ分野に関する「正当な公共政策目的例外」+「安全保障例外」あり。また、投資分野について、ASEANの多くの国は広範な留保あり。



ASEAN豪NZ FTA
(2010年発効)

RCEP

CPTPP
(2018年発効)

ルール面：他協定との比較②

(※) 以下の表は、各協定等でカバーされる分野を単純比較したもの。各協定等の名称下の () は署名時期。

	RCEP (2020年11月)	中韓FTA (2015年6月)	中豪FTA (2015年6月)	米中経済貿易 合意 (2020年1月)
投資				
技術移転要求の禁止 ・現地企業への技術移転や、技術関連情報の開示要求を禁止。	○	△ (差別的・不合理な措置のみ禁止)	× (見直し対象)	○
ロイヤリティ規制の禁止 ・投資先国政府が介入し、投資家(企業)が受け取る知財使用料(ロイヤリティ)を減額する等の行為を禁止	○	×	× (見直し対象)	×
電子商取引				
データフリーフロー ・国境を越えるデータの自由な移転を約束	○	×	×	×
データ・ローカライゼーション要求の禁止 ・事業実施の条件として、自国内にサーバー等の設置を要求することを禁止	○	×	×	×

RCEPでの既存FTAからの深掘り品目(具体例)

中ASEAN FTAからの深掘り品目

【中国⇒ASEAN】

- ・インドネシア：自動車部品(乗用車CKD部品、シートベルト部品、ギアボックス等)、ポリエチレン
- ・フィリピン：ゴムタイヤ、エンジン部品、洗濯機、履物
- ・マレーシア：乗用車、掘削用機器等の部品

【ASEAN⇒中国】

- ・石化製品(スチレン、ポリエチレン)
- ・石油・同製品
- ・テレビ受信機器
- ・自動車部品
 - 自動車用ライト
 - 自動車用点火装置
 - ディーゼルエンジン
 - 自動車用窓ガラス開け装置

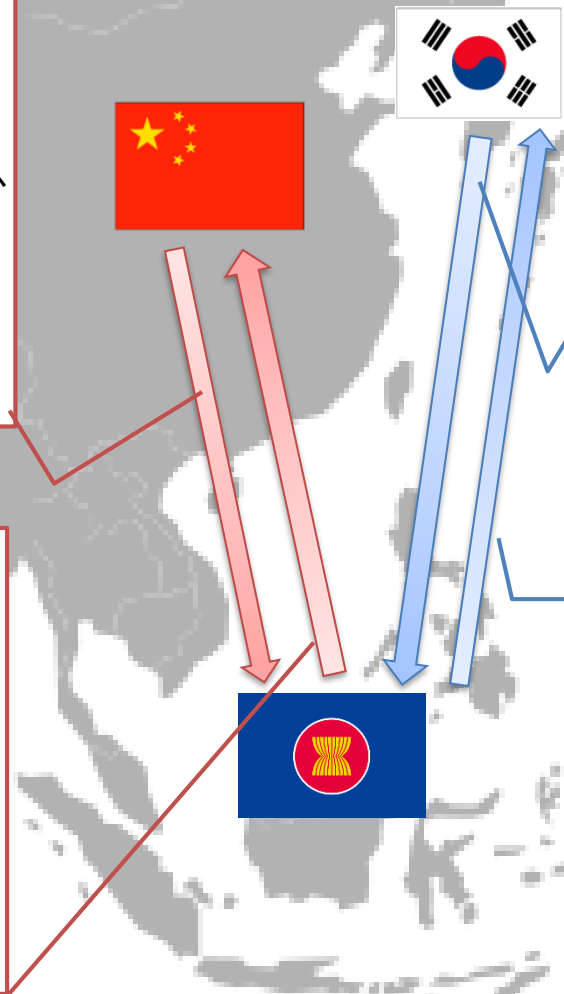
韓ASEAN FTAからの深掘り品目

【韓国⇒ASEAN】

- ・インドネシア：石化製品(ポリエチレン等)、自動車部品(ギアボックス、エンジン等)
- ・タイ：エンジン部品
- ・マレーシア：乗用車、鉄鋼製品(ねじ、ナット、パイプ等)
- ・フィリピン：めっき鋼板、自動車部品(駆動軸、エアバッグ等)

【ASEAN⇒韓国】

- ・繊維製品(シャツ、ジャージ等)
- ・石油・同製品
- ・電気ケーブル
- ・船舶用エンジン
- ・合板



関税分野の主な特徴

- 締約国における関税引き下げ・撤廃日が異なる。

締約国	1回目の引き下げ	2回目の引き下げ	3回目の引き下げ
日本 インドネシア フィリピン	発効日	発効日から最初の4月1日	2回目の翌年の4月1日
その他12カ国	発効日	発効日から最初の1月1日	2回目の翌年の1月1日

(※)全締約国において撤廃・引下げの起算日は協定発効日。遅れて発効した国も発効日に開始したものとみなされる。

例：RCEPが2022年6月1日に、日豪韓文尼老緬馬越で発効し、2023年8月1日に中国、同年10月1日に比において発効した場合

→ 先行発効9カ国では2022年6月1日に1回目の引き下げ。以降日本は翌年4月1日に2回目の引き下げ。

中国は2023年8月1日に2回目の引き下げ税率、比は同年10月1日に2回目の引き下げ税率から適用され始める。

- 国毎に「共通譲許方式」を採るか「個別譲許方式」を採るか異なる。

「共通譲許」(8カ国)・・・全締約国に一律の関税を適用



「個別譲許」(7カ国)・・・相手国ごとに関税が異なる。譲許表の数は各国異なる。



1本の表で
譲許は3パターン

譲許表の見方①

- 外務省ウェブサイト上に各国譲許表の掲載あり。

▼「RCEP」で検索（外務省ウェブサイト） - 「協定条文(英文)」

外務省について | 会見・発表・広報 | **外交政策** | 国・地域 | 海外渡航・滞在 | 申請・手続き

トップページ > 外交政策 > 経済外交 > 経済上の国益の確保・増進 > 自由貿易協定 (FTA) / 経済連携協定 (EPA) > 地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定

自由貿易協定 (FTA) / 経済連携協定 (EPA)

地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定

令和3年1月13日
英語版 (English)

ツイート | シェア 103 | メール

RCEP協定 (概要)

- RCEP協定概要 (PDF)
- RCEP協定に関するファクトシート (PDF)
- 各省所管品目の詳細
 - 財務省所管品目 (PDF)
 - 農林水産省所管品目
 - 経済産業省所管品目 (PDF)
- RCEP協定の要約 (PDF) / 英文 (PDF)

協定条文 (仮訳文 / 英文)

現在までの経緯

Chapter 19 Dispute Settlement (PDF)

Chapter 20 Final Provisions (PDF)

Annex I Schedules of Tariff Commitments

General Notes (PDF)

AUSTRALIA

HEADNOTES (PDF)

Schedule of Tariff Commitments: Australia (PDF)

BRUNEI DARUSSALAM

HEADNOTES (PDF)

Schedule of Tariff Commitments: Brunei Darussalam (PDF)

CAMBODIA

HEADNOTES (PDF)

Schedule of Tariff Commitments: Cambodia (PDF)

CHINA

HEADNOTES (PDF)

Schedule of Tariff Commitments: China

Section A For Member States of ASEAN (PDF)

Section B For Australia (PDF)

Section C For Japan (PDF)

Section D For Korea (PDF)

▼譲許表は“Annex I”
(附属表 I)に記載
→ 税率を確認したい国
を選ぶ

“HEAD NOTES” 国別注釈
“Schedule of Tariff
Commitments” 譲許表

譲許表の見方②

Annex I
Schedule of Tariff Commitments
Japan

Tariff Line	Description	Base Rate	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4	Year 5	Year 6	Year 7	Year 8	Year 9	Year 10	Year 11	Year 12	Year 13	Year 14	Year 15	Year 16	Year 17	Year 18	Year 19	Year 20	Year 21 and Subsequent Years	Remarks
SECTION I LIVE ANIMALS; ANIMAL PRODUCTS																								
Chapter 1 Live animals																								
01.01	Live horses, asses, mules and hinnies																							
	Horses																							
0101.21	Pure-bred breeding animals																							
010121.100	1 Certified as being those other than Thoroughbred, Thoroughbred-grade, Arab, Anglo-Arab or Arab-grade horses (hereinafter referred to as "light-breed horses") in accordance with the provisions of a cabinet order	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	
	2 Other																							
010121.210	(1) "Light-breed horses" certified as being those used for purposes other than horse-race and as being not pregnant in accordance with the provisions of a cabinet order	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	
010121.290	(2) Other	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	
0101.29	Other																							
010129.100	1 Certified as being not "light-breed horses" in accordance with the provisions of a cabinet order	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	Free	
	2 Other																							
010129.210	(1) "Light-breed horses" certified as being those used for purposes other than horse-race and as being not pregnant in accordance with the provisions of a cabinet order																							
010129.290	(2) Other																							
010130.000	Asses																							

各時点での適用税率が確認できる

Free = 無税 / U = 除外

(注) ・ HS分類 HS2012に依拠
・ 基準税率 2014年時点MFN

RCEP発効要件と発効後の運用体制

- ASEAN10か国のうち6か国、非ASEAN署名国5か国のうち3か国が寄託してから、60日後に発効。
- 協定の円滑な運用に向けて、①RCEP閣僚会合を原則毎年開催すること、②RCEP事務局、RCEP合同委員会及び補助機関(各委員会)を設置すること、等を規定。(FTAで事務局設置は極めて稀。詳細は今後調整)
- RCEPへの新規加入は、協定発効から18ヶ月を経過以降(インドは協定発効後即時に可)
- 協定の見直しは5年ごと。

RCEPの体制図



「メガFTA」の比較

RCEPは、世界の貿易額とGDPおよび人口の約3割、日本の貿易額の約5割を占める世界最大規模の経済連携協定。

	GDP	人口	日本との貿易額
RCEP	<u>29%</u>	<u>30%</u>	<u>47%</u>
CPTPP	13%	7%	15%
日EU・EPA	24%	8%	12%

出典：世界銀行統計、財務省貿易統計、内閣府資料等

CPTPPについて

CPTPP (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定) の概要

- CPTPP参加国：オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム
- 戦略的意義：21世紀型の新たな共通ルールをアジア太平洋地域に作り上げ、自由、公正で巨大な一つの経済圏（世界のGDPの約13%、貿易総額の15%、人口約5億人）を構築。
- TPP協定からの離脱を表明した、米国の不在に伴い停止する項目を絞り込み、高い水準を維持。
- 2017年11月、大筋合意。2018年3月、チリにてCPTPP協定に署名。その後、メキシコ、日本、シンガポール、NZ、カナダ、豪州が国内手続き完了を寄託国へ通報し、2018年12月にCPTPP発効。2019年1月越も発効。

経緯

2010年3月 TPP交渉開始（当初は8か国）
 2013年7月 日本が交渉参加
 2016年2月 TPP12署名（於：NZ・オークランド）

2017年
 ・1月20日 日本、国内手続き完了を寄託者(NZ)に通知
 ・1月23日 トランプ大統領、TPP離脱の大統領覚書
 ・11月8-10日 TPP11閣僚会合（ベトナム・ダナン）
→11か国によるTPP新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意（大筋合意）

2018年
 ・1月23日 首席交渉官会合(東京)にて協定文確定、3月8日署名@チリを確認
 ・3月8日 **TPP11署名（於：チリ・サンティアゴ）**
 ・7月6日 日本、国内手続き完了を寄託者(NZ)に通知

TPP11協定の合意内容

条文概要（全7条）

- 第1条 TPP協定の組み込み
 第2条 特定の規定の適用の停止（凍結）
 →22項目を凍結（うち11項目は知的財産関連）
 第3条 効力発生（6か国の締結完了）
 第4条 脱退
 第5条 加入
 第6条 本協定の見直し
 →TPP12の発効が見込まれる場合又は見込まれない場合に、いずれかの締約国の要請があったときは、TPP11協定の改正等を考慮するため、この協定の見直しを行う。
 第7条 正文（英、仏、西）

凍結項目の例

◇ISDSにおける「投資許可」「投資合意」部分
 投資許可及び投資に関する合意（政府と投資家間の契約）をISDSの適用範囲とする規定を凍結。（※ISDS制度そのものは維持され、TPP上乘せ部分が凍結。）

◇一般医薬品データ保護
 先発医薬品の最初の販売承認日から少なくとも5年間の期間、後発医薬品は承認されない旨の規定を凍結。

CPTPP協定の各分野の概要

関税

- ◆ 工業製品について、10か国全体で99.9%の関税撤廃を実現（品目数及び貿易額ベース）。

カナダ

- 工業製品の輸出額の100%の関税撤廃を実現。
- 乗用車（現行税率6.1%）については、5年目撤廃を実現。自動車部品（現行税率：主に6.0%）については、日本からの輸出の9割弱が即時撤廃。
- 化学、家電、産業用機械では輸出額の99%以上の即時撤廃を実現。

ニュージーランド

- 工業製品の輸出額の98%以上が即時撤廃。残りも7年目までには完全無税化。

豪州（日豪EPA：2015年1月15日発効）

- 工業製品の輸出額の94.2%が即時撤廃。日豪EPA（82.6%）を上回る水準。
- 輸出の約5割を占める、乗用車、バス、トラック（現行税率5.0%）の新車は、輸出額の100%即時撤廃。日豪EPA（輸出額の75%が即時撤廃）を上回る水準。

ベトナム（日越EPA：2009年10月1日発効）

- 工業製品の輸出額の72.1%が即時撤廃。日越EPA（41.6%）を上回る水準。
- 日本企業が高い輸出関心を有する3,000cc超の自動車について10年目撤廃を実現（70%弱の高関税で保護。日越EPAにおいては関税撤廃は実現せず）。

電子商取引に関する規定の導入

- ◆ 国境を越える情報の移転の自由の確保
- ◆ サーバー等のコンピュータ関連設備の現地化（自国内設置）要求の禁止
- ◆ ソース・コード開示要求の禁止
- ◆ デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止

貿易の円滑化

- ◆ 貨物や急送便の迅速な引取り許可
 - 貨物：自国の関税法令の遵守を確保するために必要な期間（可能な限り貨物の到着後48時間以内）に引取りを許可
 - 急送便：通常の場合において、貨物が到着していることを条件に、必要な税関書類の提出後6時間以内に引取りを許可

投資・サービスの自由化

- ◆ コンビニ等小売業や劇場・ライブハウス等のクールジャパン関連、旅行代理店等の観光関連などの外資規制の緩和
- ◆ 進出企業に対する技術移転要求やロイヤリティ規制等の禁止
- ◆ 「国」対「投資家」の紛争解決手続（ISDS）の導入（※ただし、「投資契約」と「投資許可」については凍結）

模倣品・海賊版対策の強化

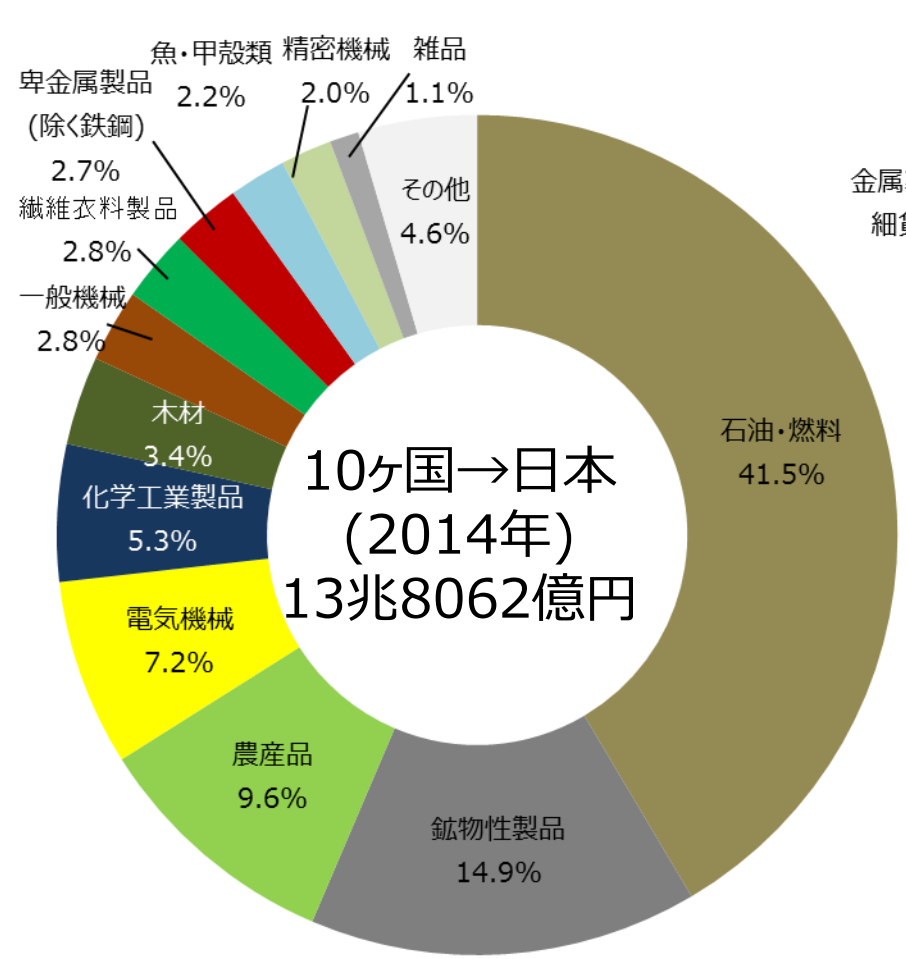
- ◆ 模倣品・海賊版の水際での職権差止め権限の各国当局への付与
- ◆ 商標権を侵害しているラベルやパッケージの使用や映画盗撮への刑事罰義務化など

国有企業に関する規律の導入

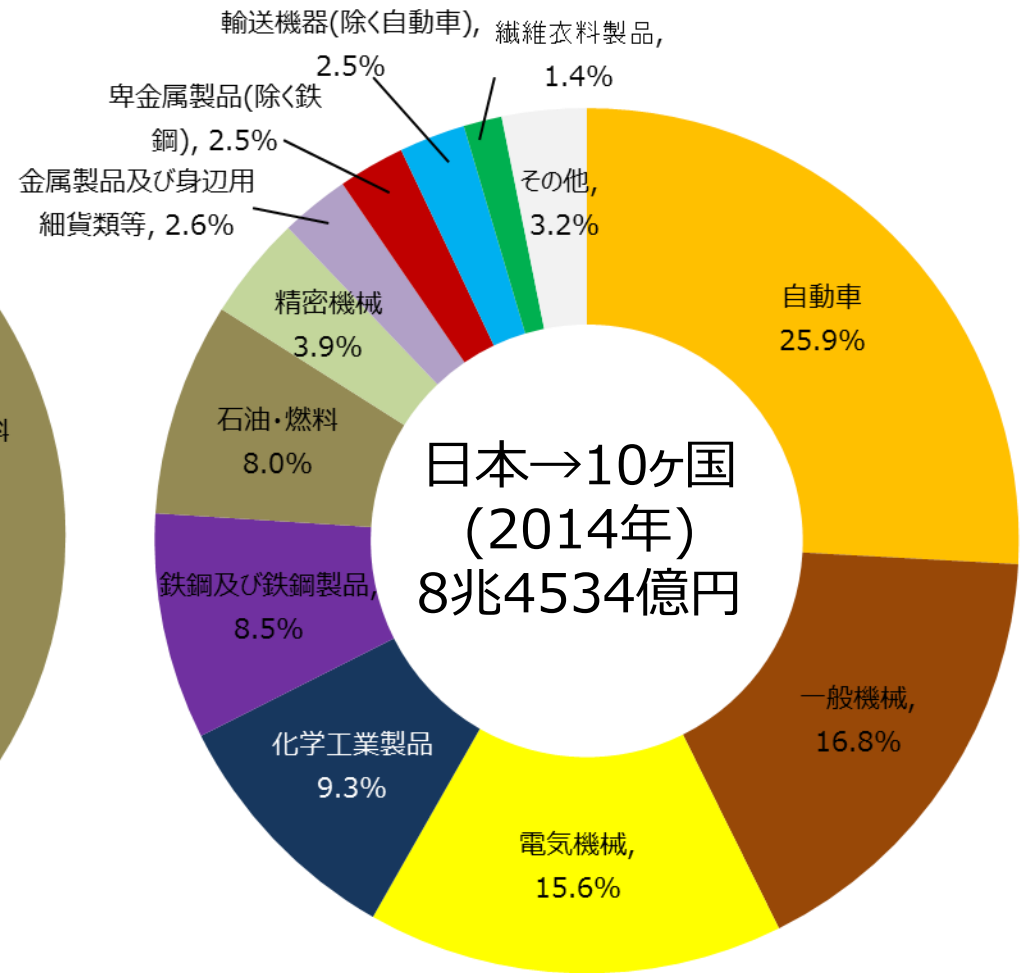
- ◆ 国有企業の義務として、以下を規定。
 - 無差別待遇と商業的考慮
 - 非商業的援助及び悪影響
 - 透明性を規定

(参考) CPTPP (日本と他10ヶ国) の貿易関係 (2014年)

• CPTPP参加国のオーストラリア, ブルネイ, カナダ, チリ, マレーシア, メキシコ, ニュージーランド, ペルー, シンガポール, ベトナムと我が国の貿易関係を見ると、資源エネルギーを中心に日本の入超。



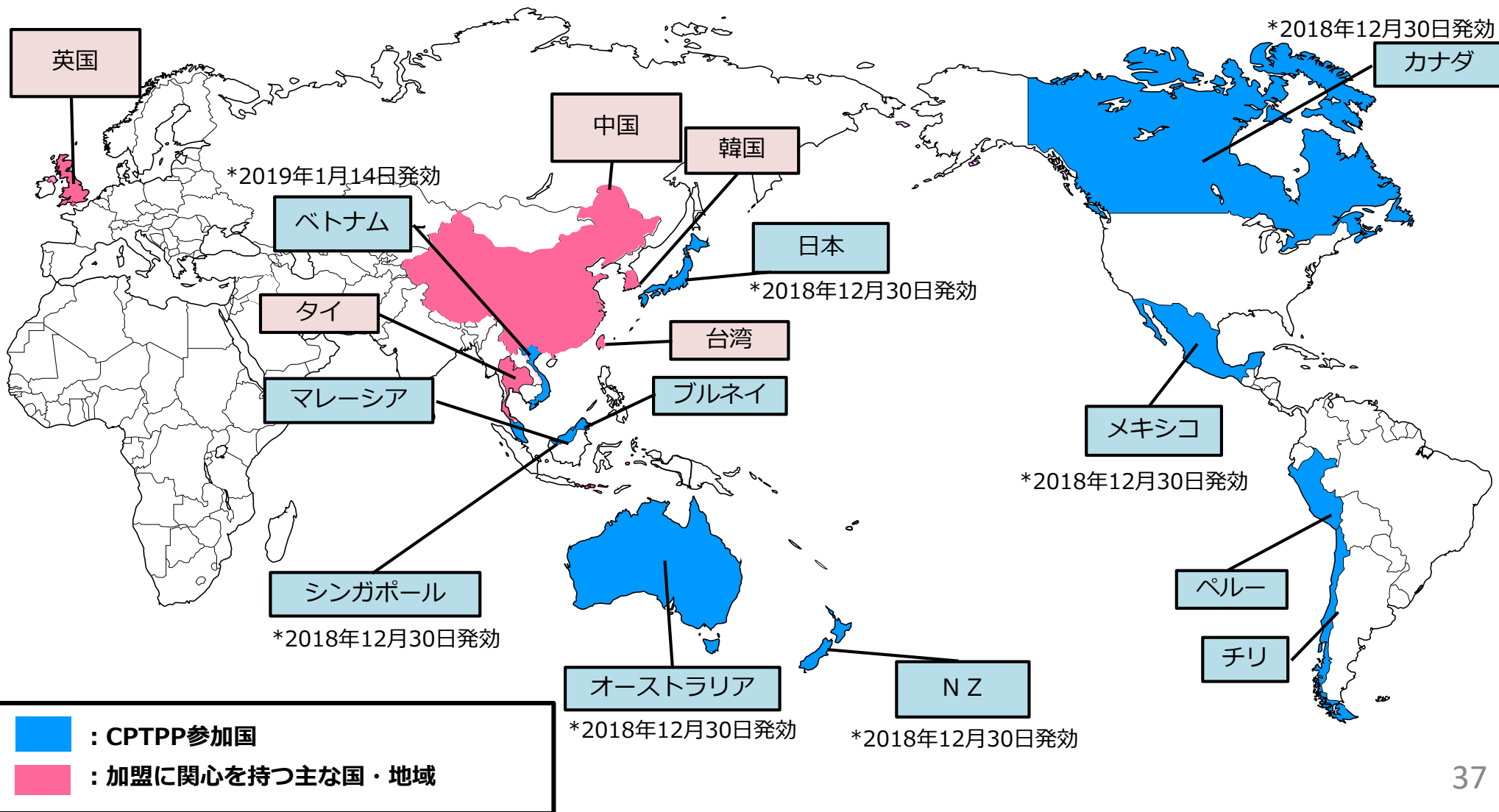
貿易データ：財務省貿易統計 (2014年)
日本の世界からの輸入データを使用



貿易データ：財務省貿易統計 (2014年)
日本から世界への輸出データを使用

CPTPP参加国と加盟に関心を持つ主な国・地域

- 6か国が国内法上の手続きを完了した旨を書面により寄託者（NZ）に通報した日の後60日で効力を生ずる→2018年12月30日に発効。



英国のCPTPP加入要請について

英国は2021年2月1日にCPTPPへの加入要請を寄託国NZに対して提出。加入の可否について、CPTPP締約国で検討中。

(参考1) 英国の加入要請通報に関する西村大臣コメント (2021年2月1日/内閣官房TPP本部発表)

- ▶英国の加入要請提出について、今後の交渉を予断するものではないが、我が国としてまずは**歓迎**。
- ▶日本は、本年のTPP委員会の議長国であり、ハイスタダードかつバランスの取れたCPTPPの進化及び拡大に向けて議論をリードしていく所存。**英国がCPTPPのハイスタダードを満たせるか見極めつつ、NZ始め、他のCPTPPメンバーと手を携えながら、CPTPPの加入手続に従って、まずは交渉開始までのプロセスを円滑に進められるように、TPP委員会議長国として取り組んでいく。**

(参考2) CPTPP加入手続 ※第1回TPP委員会決定

- ▶加入希望エコノミーは正式な加入要請を寄託国であるNZに通報。**TPP委員会は、合理的な期間内に加入手続開始の可否をコンセンサスにより決定。**加入手続を開始する場合は、**加入作業部会を設置。**

▶加入のベンチマーク

- ①CPTPPの全てのルールに従うための手段を示す
- ②最も高い水準の市場アクセスのオファーを与える